

佐賀県告示第203号

指定金融機関等の指定（平成13年佐賀県告示第163号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1・2 略			1・2 略		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
略			略		
株式会社ゆうちょ銀行	九州内(沖縄県を除く。)の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局(マルチペイメントネットワークを利用できる場合は日本国内の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局)並びに福岡貯金事務センター(福岡貯金事務センターは自動払込によ	県営住宅使用料、母子父子寡婦福祉資金償還金、育英資金返還金、佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第2条第2号に規定する徴収金及び佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2条第14号に規定する諸収入金のうち寄付金の収納事務(育英資金返還金は自動払込による収納事務に限り、佐賀県税条例に規定する徴収金については自動払込による収納事務を除く。	株式会社ゆうちょ銀行	日本国内の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局	1 母子父子寡婦福祉資金償還金及び佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第2条第2号に規定する徴収金の収納事務(マルチペイメントネットワークを利用するものに限る。) 2 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2条第14号に規定する諸収入金のうち寄附金の収納事務(マルチペイメントネットワークを

改正前			改正後		
	る収納事務に限る。))			利用するもの及び 払込取扱票による ものに限る。)
			九州内(沖縄県を除く。)の全ての ゆうちょ銀行及び ゆうちょ銀行 から銀行業務を 委託された郵便 局		母子父子寡婦福祉資 金償還金、県営住宅 及び駐車場の使用料 並びに佐賀県税条例 第2条第2号に規定 する徴収金の収納事 務(福岡貯金事務セ ンターが承認した払 込書によるものに限 る。)
			福岡貯金事務セ ンター		母子父子寡婦福祉資 金償還金、県営住宅 及び駐車場の使用料 並びに育英資金返還 金の収納事務(自動 払込によるものに限 る。)